



長野県教育委員会訓令第2号

県立高等学校
県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月31日

長野県教育委員会

第1条中「の職員」を「の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に、「いう」を「総称する」に改める。

第6条中「及び給与その他の手当等の支給を受けるために必要な書類等」を削る。

第16条第1項中「、当該各号に掲げる届書により」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 氏名を改めたとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 印鑑を改めたとき。
- (4) 教員の免許状（長野県教育委員会が授与したもの）を除く。）を取得したとき。
- (5) 学歴又は資格を取得したとき。

第16条第2項中「前項第1号、第4号及び第5号の」を「第1項第4号及び第5号の規定による」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出は、同項第1号及び第2号に掲げる事由による場合にあっては内部事務総合システム（別に定めるところにより内部事務総合システムを利用することを要しないこととされた職員にあっては、別に定める方法。第24条において同じ。）により、同項第3号による場合にあっては改印届（様式第4号）により、同項第4号による場合にあっては免許状取得届（様式第5号）により、同項第5号による場合にあっては学歴等取得届（様式第5号の2）により行わなければならない。

第24条第1項中「休暇等整理簿（様式第17号）」を「内部事務総合システム」に改め、同条第2項中「同項の休暇等整理簿には、」を「その承認を受ける際に」に、「様式第17号の2）を添えなければ」を「様式第17号）を校長に提出しなければ」に改め、同条第5項中「産前産後休暇届（様式第18号の2）に」を「校長に対し、内部事務総合システムにより行うとともに、」に改め、「添えて校長に」を削り、同条第6項中「様式第18号の3」を「様式第19号」に改め、同条第7項中「欠勤する」を「欠勤を申し出る」に、「欠勤届（様式第19号）に」を「校長に対し、内部事務総合システムにより行うとともに、」に改め、「添えて、校長に」を削る。

様式第1号中「長野県教育委員会 殿」を「長野県教育委員会様」に改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

（様式第2号）及び（様式第3号） 削除

様式第4号から様式第11号まで中「長野県教育委員会 殿」を「長野県教育委員会 様」に改める。

様式第12号及び様式第13号中「校長 殿」を「校長 様」に改める。

様式第14号から様式第16号まで中「長野県教育委員会 殿」を「長野県教育委員会 様」に改める。

様式第17号を削り、様式第17号の2を様式第17号とする。

様式第18号中「長野県教育委員会 殿」を「長野県教育委員会 様」に改める。

様式第18号の2を削る。

様式第19号を削る。

様式第18号の3中「長野県教育委員会 殿」を「長野県教育委員会 様」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第24号から様式第28号まで中「長野県教育委員会 殿」を「長野県教育委員会 様」に改める。

様式第28号の3から様式第33号まで中「長野県教育委員会 殿」を「長野県教育委員会 様」に改める。

高校教育課
自律教育課

長野県教育委員会訓令第3号

南佐久郡臼田町立青沼小学校
南佐久郡臼田町立田口小学校
南佐久郡臼田町立切原小学校
南佐久郡臼田町立臼田小学校
南佐久郡臼田町立臼田中学校
北佐久郡望月町立布施小学校
北佐久郡望月町立協和小学校
北佐久郡望月町立春日小学校
北佐久郡望月町立本牧小学校
北佐久郡望月町立望月中学校
北佐久郡浅科村立浅科小学校
北佐久郡浅科村立浅科中学校
東筑摩郡四賀村立錦部小学校
東筑摩郡四賀村立会田小学校
東筑摩郡四賀村立中川小学校
東筑摩郡四賀村立五常小学校
東筑摩郡四賀村立会田中学校
南安曇郡安曇村立安曇小学校
南安曇郡安曇村立大野川小学校
南安曇郡安曇村立安曇中学校
南安曇郡安曇村立大野川中学校
南安曇郡奈川村立奈川小学校
南安曇郡奈川村立奈川中学校
南安曇郡梓川村立梓川小学校
南安曇郡梓川村立梓川中学校
木曾郡檜川村立贊川小学校
木曾郡檜川村立檜川小学校
木曾郡檜川村立檜川中学校
下水内郡豊田村立豊井小学校
下水内郡豊田村立永田小学校

下水内郡豊田村立豊田中学校

平成17年4月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成17年3月31日

長野県教育委員会

平成17年3月31日において、現に次の表の左欄に掲げる町村の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、市町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、当該右欄に掲げる市の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

左 棚	右 棚
南佐久郡臼田町 北佐久郡望月町 北佐久郡浅科村	佐久市
東筑摩郡四賀村 南安曇郡安曇村 南安曇郡奈川村 南安曇郡梓川村	松本市
木曾郡檜川村	塩尻市
下水内郡豊田村	中野市

義務教育課